

広域連合長の専決処分事項の指定について

平成 19 年 3 月 28 日議決

下記の事項を、広域連合長の専決処分事項として指定する。

1 件 50 万円以内において広域連合の義務に属する損害賠償の額を決定すること。ただし、交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に定める保険金最高限度額以内とする。

報第 2 号

専決処分の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙写しのとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 19 年 3 月 28 日提出

山形県後期高齢者医療広域連合長 市 川 昭 男

報第3号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙写しのとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成19年3月28日提出

山形県後期高齢者医療広域連合長 市川 昭 男

報第1号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙写しのとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成19年3月28日提出

山形県後期高齢者医療広域連合長 市川 昭 男

議第 号

山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について

次の者を、山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長に選任することについて、同意を求める。

平成 19 年 3 月 日提出

山形県後期高齢者医療広域連合長 市 川 昭 男

氏名

理 由

山形県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年形広連規約第 1 号）第 12 条第 4 項の規定により、副広域連合長の選任について、同意を求めるものである。